

甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和5年4月からの「こども家庭庁」の設置に伴い、上位法令であります、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部が改正され、引用条項を改めること、また、児童虐待の防止等を図る観点から、民法等の改正において、懲戒に係る規定が削除されたことなどから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、同法第19条に関する引用条項を改めることとします。

【本則中】

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正に伴う引用条項について改めることとします。

【第16条関係】

(3) 懲戒権に関する規定を削除することとします。

【第27条関係】

(4) この条例は、上位法令の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行します。ただし、第27条の改定規定については、公布の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

- (1) 全国一律の制度に関する法令の改正に伴い所要事項を改正するものであり、事務及び予算に関して影響はありません。